

技術陸曹の任用の基準に関する達

平成5年3月24日
陸上自衛隊達第21—2号

改正 平成6年2月15日達第21—2—1号 平成7年3月20日達第21—2—2号
平成14年2月27日達第122—172号 平成15年9月25日達第21—2—3号
平成19年3月27日達第122—219号 平成21年3月30日達第122—232号
平成26年11月5日達第21—2—4号

技術陸曹の任用の基準に関する達（昭和30年陸上自衛隊達第21—2号）の全部を改正する。

陸上幕僚長 陸将 西元 徹也

技術陸曹の任用の基準に関する達
（趣旨）

第1条 この達は、別に定めある場合を除くほか、技術陸曹の任用の基準を定めるものとする。

（技術の区分）

第2条 この達において定める技術の区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 通信
- (2) 整備
- (3) 建設
- (4) 電気
- (5) 工作及び施設管理
- (6) 危険物
- (7) 情報処理
- (8) 航空管制
- (9) 衛生
- (10) 音楽

（任用の基準）

第3条 日本国籍を有し、かつ、別表に掲げる資格又は免許を有する者は、それぞれ同表に定める階級に任用することができる。この場合において、当該者が資格又は免許に係る業務経験年数を有するときは、この年数を加味して上位の階級に任用することができる。

（年齢）

第4条 技術陸曹は、次の各号に定める年齢の者から任用する。

- (1) 陸曹長に任用される者にあつては、年齢30歳以上
- (2) 1等陸曹に任用される者にあつては、年齢23歳以上
- (3) 2等陸曹に任用される者にあつては、年齢21歳以上
- (4) 3等陸曹に任用される者にあつては、年齢20歳以上

附 則

- 1 この達は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 「航空管制陸曹の採用の基準に関する達」(昭和47年陸上自衛隊達第21—11号)は、廃止する。
- 3 この達の施行の際、現に技術陸曹として任用されている陸曹で、この達の任用基準に示す階級に昇任していない者については、その者の資格、学歴等に応じ当該階級に昇任させることができる。

附 則 (平成6年2月15日陸上自衛隊達第21—2—1号)

この達は、平成6年2月15日から施行する。

附 則 (平成7年3月20日陸上自衛隊達第21—2—2号)

この達は、平成7年3月28日から施行する。

附 則 (平成14年2月27日陸上自衛隊達第122—172号)

この達は、平成14年3月1日から施行する。

附 則 (平成15年9月25日陸上自衛隊達第21—2—3号)

この達は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日陸上自衛隊達第122—219号)

- 1 この達は、平成19年3月28日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式 of 用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則 (平成21年3月30日陸上自衛隊達第122—232号)

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月5日陸上自衛隊達第21—2—4号)

この達は、平成27年4月1日から施行する。

別表

任用階級		陸曹長	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	
技術の種類 区分						
通信	無線技術		第1級陸上無線技術士	第2級陸上無線技術士		
	無線通信		第1級総合無線通信士	第2級総合無線通信士	第3級総合無線通信士	
	通信設備				DD第1種工事担任者	
					AI第1種工事担任者	
					AI・DD総合種工事担任者	
整備	自動車整備		1級四輪自動車整備士	2級ガソリン自動車整備士		
			1級二輪自動車整備士	2級ジーゼル自動車整備士		
				2級二輪自動車整備士		
	航空機整備		1等航空整備士	2等航空整備士		
			航空工場整備士			
建設	建築	1級建築士		2級建築士		
	測量			測量士	測量士補	
電気	電気技術				第3種電気主任技術者	
工作及 び施設 管理	技能		1級技能士 (機械工、仕上工)		2級技能士(機械工、仕上工)	
	危険物			甲種危険物取扱者		
危険物	火薬類		甲種火薬類製造保安責任者	乙種火薬類製造保安責任者	乙種火薬類取扱保安責任者	
				甲種火薬類取扱保安責任者		
		C I S S P	I Tストラテ			

情報処理	情報処理技術		ジスト システムアー キテクト プロジェクト マネージャ ITサービス マネージャ システム監査 技術者 情報セキュリ ティスペシャ リスト エンベデッド システムスペ シャリスト ネットワーク スペシャリス ト データベース スペシャリス ト	応用情報技術 者	基本情報技術 者
航空管制	航空管制			航空交通管制 技能証明保有 者	基礎試験合格 者
				理学療法士	
				作業療法士	
				診療放射線技 師	准看護師
衛生	衛生全般			臨床検査技師	歯科技工士
				栄養士	
				救急救命士（准 看護師資格保 有者に限る。）	
音楽	音楽全般			大学（音楽に係 る部・科）卒業 者	短期大学（音楽 に係る部・科） 卒業生

備考

- 1 整備の航空機整備の項中 1 等航空整備士のうち、航空法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 72 号）による改正前の航空法の規定による 2 等航空整備士の資格についての技能証明を受けているものであって、その者に係る業務範囲が同法附則第 2 条第 3 項に規定する行為を行うこととされているものは、2 等陸曹に任用するものとする。
- 2 航空管制の航空管制の項中基礎試験合格者とは、航空交通管制職員試験規則（平成 13 年国土交通省訓令第 97 号）に基づく基礎試験に合格した者をいう。
- 3 通信設備免許名称変更前の免許取得者も受験資格を有するため、DD 第 1 種工事担任者をデジタル第 1 種に、A I 第 1 種工事担任者をアナログ第 1 種に、A I ・ DD 総合種工事担任者をアナログ・デジタル総合種にそれぞれ読み替えることができるものとする。